


# ケアマネジメントの現場から ～社会資源の活用を中心に

令和6年2月3日 10：55～11：35

ケアラー支援のための オンラインセミナー

ハートケアいずみ居宅介護支援センター

宇賀神 崇



# 目次

- 介護保険制度とは
- ケアマネジャーとは
- 介護保険サービス
- 社会資源とは
- その他、質疑応答

# 介護保険制度とは

## 第一条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

- 要介護状態になっても、自分らしく、自立した生活が出来る
- 保険・医療・福祉が一体となった介護サービスを提供する

# 介護保険制度とは

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

- 要介護状態の悪化の防止と状態の改善
- 医療との連携
- 多様なサービス事業者からのサービス提供と、利用者の選択
- 自宅での自立した生活

# 介護保険サービスとは



## 利用できるサービス

### 介護保険サービスの種類

介護保険サービスは、要介護の認定を受けた方と、要支援の認定等を受けた方では、利用できるサービスの内容が異なります。詳細は下記の表をご確認ください。

	種類	要支援の方の利用可否	種類	要支援の方の利用可否
(介護保険サービス)	訪問介護(ホームヘルプ)	○※2	定期巡回・随時対応型※1 訪問介護看護※1	×
	夜間対応型訪問介護※1	×	小規模多機能型居宅介護※1 ※1訪問介護(通所療育)サービス	○
	訪問入浴介護	○	看護小規模多機能型居宅介護※1 ※1訪問介護(通所療育)サービス	×
	訪問看護	○	福祉用具貸与(レンタル)※4	○
	訪問リハビリテーション	○	特定福祉用具販売	○
(介護保険サービス)	居宅療養管理指導	○	住宅改修	○
	通所介護(デイサービス)※定員19人以上	○※2	認知症対応型共同生活介護※1 (要支援2のみ)	△
	地域密着型通所介護※1 (小規模なデイサービス)※定員18人以下	○※2	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)※3	○※3
	療養通所介護※1 (看護士の観察が必要な方のデイサービス)	×	地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)※1	×
	認知症対応型通所介護※1 (認知症対応型デイサービス)	○	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	×
	通所リハビリテーション (デイケア)	○	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護※1	×
	短期入所生活介護 (福祉施設のショートステイ)	○	介護老人保健施設	×
	短期入所療養介護 (医療施設等のショートステイ)	○	介護療養型医療施設	×
			介護医療院	×

- ※1「地域密着型サービス」です。地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるようにつくられたサービスです。原則として市町村の介護保険被保険者(被介護者)のみが利用できます。
- ※2 要支援の方が利用できる訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスに移行しました。
- ※3 入居型介護の方のみを対象とした施設もあります。
- ※4 軽度者(要介護1・要支援の方)は一部利用対象外の種別があります。

### 介護予防・生活支援サービス事業一覧

[対象者:要支援1~2、事業対象者]

国の類型	横浜市のサービス名称	事業概要
旧介護予防 訪問介護、通所介護に 相当するサービス	横浜市訪問介護 相当サービス	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	横浜市通所介護 相当サービス	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者の従事者によるサービス)を実施します。
緩和した基準による サービス(サービスA)	横浜市訪問型 生活支援サービス	必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者又は入居型研修修了者が、掃除・洗濯・調理・買い物などの生活援助を行います。
住民主体による支援 (サービスB)	横浜市 訪問型支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、掃除・洗濯・調理・買い物など、日常生活の支援を行います。
	横浜市 通所型支援	住民主体のボランティア等が行う地域のサロンなどで、休養や趣味の活動など介護予防につながる活動に参加できます。
その他の 生活支援サービス	横浜市 配食支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、栄養改善を目的とした配食などを行います。
	横浜市 見守り支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、安否確認や見守りを行います。
短期集中予防 サービス(サービスC)	横浜市訪問型 短期予防サービス	早期介入による認知症予防・改善、社会参加の促進、介護予防を目的に、区福祉保健センターの看護部、保健師が3~6か月の短期間、訪問して支援を行います。本人の状況にあわせて、運動機能の維持・改善や健康管理のための支援、地域の通いの場等多様なサービスへの参加支援などを行います。

※5 要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

主なサービスの内容については、**情-18**ページから**情-29**ページの介護保険で利用できるサービスと自己負担額の目安をご覧ください。また、自己負担額の目安は、1割負担の方を例として計算しており、事業所の体制等による加算分は含まれていません。報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

## 利用できるサービス

### 自宅で利用するサービス

要介護1~5の方

#### 訪問介護(ホームヘルプ)

自宅を訪問するホームヘルパー(訪問介護員)により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

身体介護 中心の利用	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 30分ごと
	186円	278円	441円	644円	94円
身体介護に 引き続き 生活援助を利用		20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上	
		75円	149円	224円	
生活援助中心の 利用		20分以上 45分未満	45分以上		
		204円	251円		

◇身体介護を中心に「30分以上60分未満」利用した後に、引き続き生活援助を「20分以上45分未満」利用した場合の自己負担は516円(441円+75円)です。  
※「生活援助中心の利用」を45分以上、または「身体介護に引き続き生活援助を利用」を70分以上利用する場合、自己負担額は定額となります。  
※早期や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25倍~1.5倍になります。

#### 通院等乗降介助

通院時の車への乗降の介助と運転がホームヘルパー(訪問介護員)1人により行われるサービスです。

<自己負担の目安>

片道	110円
----	------

◇乗員は別途自己負担です

要支援1・2、事業対象者の方

#### 横浜市訪問介護相当サービス(ホームヘルプ)

自宅を訪問するホームヘルパー(訪問介護員)により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,308円	1,308円
週2回程度	2,612円	2,612円
週2回を超える場合		4,145円

#### 横浜市訪問型生活援助サービス

自宅を訪問する従事者(一定の研修又は入門的研修の修了者等)により、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,177円	1,177円
週2回程度	2,351円	2,351円
週2回を超える場合		3,730円

※1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
※2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

○生活援助は利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合などに利用できます。  
○本人の日常生活の援助の範囲を超える場合は、介護給付の対象とはなりません。

- 例:①「直接本人の援助」に該当しない行為、例えば、家族の分の洗濯・調理・買い物・部屋の掃除、来客の応接、自家用車の洗車など  
②「日常生活の援助」に該当しない行為、例えば、庭の草むしり、ペットの世話、大掃除、窓ガラス磨き、部屋の修理、ペンキ塗り、園芸、正月等のために特別な手間をかけて行う調理など

## Point

#### 自己負担の目安の計算方法は?

各サービスの単位数に、横浜市の地域区分単価(右表)をかけ、1割負担の方を例として自己負担額として計算しています。  
※印のサービスの「自己負担の目安」は、30日間利用した場合で、算出しています。

単位数×横浜市の地域区分単価×0.1=自己負担額

サービス種類(予防、地域密着を含む)

地域区分単価

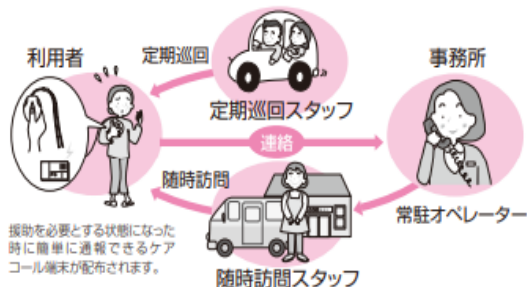
居宅療養管理指導	福祉用具貸与	10円
通所介護 地域密着型通所介護 短期入所療養介護 ※介護老人福祉施設 ※特定施設入居者生活介護 ※認知症対応型共同生活介護 ※介護老人保健施設 ※介護療養型医療施設 ※地域密着型特定施設入居者生活介護 ※介護医療院 ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※介護医療院		10.72円
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		10.88円
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援		11.12円

利用できるサービス .....

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

夜間対応型訪問介護 密着

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じて、利用者宅を訪問します。また、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを提供します。



<自己負担の目安>

オペレーションサービス	1か月 1,140円
定期巡回サービス	1回 430円
随時訪問サービス(1)	1回 654円

要介護1~5の方

訪問入浴介護



看護職員と介護職員が自宅を訪問し、持参した浴槽によって、入浴の介護を行うサービスです。

<自己負担の目安>

1回あたり 1,402円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり1,261円です。

要介護1~5の方

訪問看護

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師等による、健康チェック、療養上の世話や診療の補助等を受けられるサービスです。

1回の提供時間	20分未満 ※1	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 ※2
訪問看護ステーション	348円	523円	913円	1,251円	1,585円
病院または診療所	295円	443円	638円	937円	1,270円

※1 「20分未満」は、他に週1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合算定できます。  
○早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25~1.5倍になります。  
※2 特別管理加算の対象の方で、訪問看護の所要時間を通算した時間が90分以上となると算定します。

※1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
※2 報酬改定等に併い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス .....

要介護1~5の方

訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1回あたり 334円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要介護1~5の方

居宅療養管理指導

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、ケアマネジャーに対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。



利用回数	医師	歯科医師	医療機関の薬剤師	薬局の薬剤師	管理栄養士	歯科衛生士等
1回あたり	514円	516円	565円	517円	544円	361円
単一建物居住者 2~9人の場合	486円	486円	416円	378円	486円	325円
利用限度回数	月2回	月2回	月2回	※月4回	月2回	月4回

※1 がん末期の方、または中心静脈栄養を受けている方については、週2回月8回まで算定できます。

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1回あたり 334円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要支援1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、地域包括支援センター等に対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。



※1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
※2 報酬改定等に併い自己負担額が変わる場合があります。

利用できるサービス

利用できるサービス ..... 施設に通り(泊り)利用するサービス

**要介護1~5の方**

**通所介護(デイサービス)**

定員19人以上のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

**<自己負担の目安>**

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上 9時間未満	714円	844円	977円	1,111円	1,246円

食費 + 日常生活費など

◇通常規模の通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

**地域密着型通所介護(デイサービス) 密着**

定員18人以下のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

**<自己負担の目安>**

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上 9時間未満	837円	989円	1,145円	1,304円	1,458円

食費 + 日常生活費など

◇8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合には加算があります。

**要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)**

**療養通所介護 密着**

難病等を有する重症介護者やがん末期により、常に看護士による観察が必要な方を対象に、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

**<自己負担の目安>**

1月あたり	(区分なし)
	13,605円

食費 + 日常生活費など

◇身体状態により利用できる方が限られます。

\*1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
\*2 報酬改定等に併し自己負担額が変わる場合があります。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

**要支援1・2、事業対象者の方**

**横浜市通所介護相当サービス(デイサービス)**

デイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。



**<自己負担の目安>**

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,793円	1,793円
週2回程度		3,675円

食費 + 日常生活費など

◇送迎サービスや入浴サービスの費用は含まれます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

**<自己負担の目安>**

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,793円	1,793円
週2回程度		3,675円

食費 + 日常生活費など

◇送迎サービスや入浴サービスの費用は含まれます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

**要介護1~5の方**

**認知症対応型通所介護 密着**

認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中で、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどを受けられるサービスです。

**<自己負担の目安>**

1日あたり8時間以上9時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1,115円	1,235円	1,356円	1,479円	1,599円

食費 + 日常生活費、オムツ代など

◇単独型認知症対応型通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

\*1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
\*2 報酬改定等に併し自己負担額が変わる場合があります。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

..... 利用できるサービス

**要介護1~5の方**

**認知症対応型通所介護 密着**

認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中で、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどを受けられるサービスです。

**<自己負担の目安>**

1日あたり8時間以上9時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1,115円	1,235円	1,356円	1,479円	1,599円

食費 + 日常生活費、オムツ代など

◇単独型認知症対応型通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

**要介護1~5の方**

**通所リハビリテーション(デイケア)**

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

さらに下記の選択的なサービスを組み合わせて利用します。

**<自己負担の目安>**

1日あたり7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	824円	976円	1,131円	1,313円	1,490円

食費 + 日常生活費など

◇通常規模の通所リハビリテーション事業所を7時間以上8時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、リハビリテーション実施計画により、短期間に集中的なリハビリを行った場合や、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

**要支援1・2の方**

**介護予防認知症対応型通所介護 密着**

認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中で、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどを受けられるサービスです。

**<自己負担の目安>**

1日あたり8時間以上9時間未満	要支援1	要支援2
	964円	1,076円

食費 + 日常生活費、オムツ代など

◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通的サービスに含まれます。

\*1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
\*2 報酬改定等に併し自己負担額が変わる場合があります。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

**要支援1・2の方**

**介護予防通所リハビリテーション**

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

さらに下記の選択的なサービスを組み合わせて利用します。

利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は1か所のみです。

**<選択的サービスの種類>** ・運動器の機能向上  
・栄養改善・口腔機能の向上

**<自己負担の目安>**

1か月あたり	共通的サービス	運動器機能向上加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
要支援1	2,234円	245円	218円	169円
要支援2	4,351円	245円	218円	169円

食費 + 日常生活費など

◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通的サービスに含まれます。

**要支援1・2の方**

**介護予防通所リハビリテーション**

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

さらに下記の選択的なサービスを組み合わせて利用します。

利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は1か所のみです。

**<選択的サービスの種類>** ・運動器の機能向上  
・栄養改善・口腔機能の向上

**<自己負担の目安>**

1か月あたり	共通的サービス	運動器機能向上加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
要支援1	2,234円	245円	218円	169円
要支援2	4,351円	245円	218円	169円

食費 + 日常生活費など

◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通的サービスに含まれます。

**要支援1・2の方**

**介護予防通所リハビリテーション**

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

さらに下記の選択的なサービスを組み合わせて利用します。

利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は1か所のみです。

**<選択的サービスの種類>** ・運動器の機能向上  
・栄養改善・口腔機能の向上

**<自己負担の目安>**

1か月あたり	共通的サービス	運動器機能向上加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
要支援1	2,234円	245円	218円	169円
要支援2	4,351円	245円	218円	169円

食費 + 日常生活費など

◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通的サービスに含まれます。

\*1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
\*2 報酬改定等に併し自己負担額が変わる場合があります。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス



利用できるサービス

要介護1~5の方

短期入所生活介護  
(福祉施設でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、食事や着替え、入浴などの日常生活の介護やレクリエーション等を受けるサービスです。滞在する部屋の種類によって利用料金が異なります。

<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員2人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要介護1	649円	649円	758円
要介護2	724円	724円	832円
要介護3	802円	802円	912円
要介護4	877円	877円	988円
要介護5	951円	951円	1,062円

食費 (1,445円/日)		
部屋代 855円/日	部屋代 1,171円/日	部屋代 2,006円/日
日常生活費、理美容代など		

要支援1・2の方

介護予防短期入所生活介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、生活機能の低下を招かないようにサービスが提供されます。



<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員2人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要支援1	486円	486円	569円
要支援2	604円	604円	707円

食費 (1,445円/日)		
部屋代 855円/日	部屋代 1,171円/日	部屋代 2,006円/日
日常生活費、理美容代など		

要介護1~5の方

短期入所療養介護  
(老健施設・病院等でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、介護老人保健施設や医療施設等に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、機能訓練や生活支援などを受けるサービスです。滞在する部屋の種類によって利用料金が異なります。

<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員2人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要介護1	887円	807円	893円
要介護2	939円	857円	943円
要介護3	1,007円	923円	1,011円
要介護4	1,063円	980円	1,069円
要介護5	1,121円	1,036円	1,125円

食費 (1,445円/日)		
部屋代 377円/日	部屋代 1,688円/日	部屋代 2,006円/日
日常生活費、理美容代など		

要支援1・2の方

介護予防短期入所療養介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、介護老人保健施設や医療施設等に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員2人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要支援1	654円	619円	666円
要支援2	824円	773円	839円

食費 (1,445円/日)		
部屋代 377円/日	部屋代 1,688円/日	部屋代 2,006円/日
日常生活費、理美容代など		

◇送迎サービスを利用した場合は、片道 198円~201円が加算されます。

◇オムツ代は介護保険に含まれます。

※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。(情-35 ページ)

※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(情-35、情-38 ページ)

\*1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
\*2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

【密着】 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス

24時間対応で利用できるサービス

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応・訪問を行うサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。



<自己負担の目安>

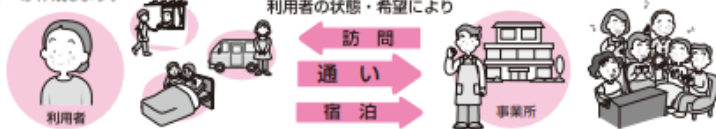
1か月あたり

	介護・看護利用	介護利用
要介護1	9,243円	6,335円
要介護2	14,440円	11,307円
要介護3	22,041円	18,774円
要介護4	27,171円	23,749円
要介護5	32,917円	28,722円

要介護1~5の方

小規模多機能型居宅介護

利用者の住み慣れた地域で、事業所への近いサービスを中心に、スタッフが利用者宅を訪問したり、事業所に宿泊したりすることができるサービスです。訪問や宿泊のサービスは、適いできしみのあるスタッフにより提供されます。利用料は1か月単位の定額料金(別途、宿泊費等がかかります)で、利用できる事業所は1か所のみです。なお、このサービスを利用している間は、訪問介護(ホームヘルプ)や通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)など一部の在宅サービスと他の地域密着型サービスの利用はできません。また、ケアプランについては、事業所に所属しているケアマネジャーが作成します。



<自己負担の目安>

1か月あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	11,341円	16,666円	24,244円	26,758円	29,504円

食費
宿泊費
日常生活費 など

<自己負担の目安>

1か月あたり

	要支援1	要支援2
	3,741円	7,560円

食費
宿泊費
日常生活費 など

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

看護小規模多機能型居宅介護(旧名称:複合型サービス)

事業所への「適い」によるサービスを中心に、利用者の状況や希望により、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に提供する小規模多機能型居宅介護と、訪問看護を組み合わせたサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。また、ケアプランについては、事業所に所属しているケアマネジャーが作成します。



<自己負担の目安>

1か月あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	13,533円	18,935円	26,617円	30,189円	34,148円

食費
宿泊費
日常生活費 など

○登録者数 最大29人 ○適いの利用者 最大18人 ○宿泊の利用者 最大9人

どのサービスを利用してもなじみの職員によるサービスが受けられる

\*1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
\*2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

【密着】 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス

利用できるサービス .....  
**生活環境を整えるサービス**

要介護1~5の方

**福祉用具貸与(レンタル)**

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

貸与の対象(13種類) ■介護付有料老人ホームやグループホームにお住いの場合は、原則として利用できません。

<p><b>①車いす</b> *自立用、介護用、普通型電動車いす</p> 	<p><b>②車いす付属品</b> *クッション、電動補助装置等</p> 	<p><b>③特殊寝台</b> *背の角度を調整できるもの、ベッドの高さを調整できるもの等</p> 	<p><b>④特殊寝台付属品</b> *電動リフト、サイドレール、テーブル、自動昇降機、スライディングボード、マット</p> 
<p><b>⑤床ずれ防止用具</b> *エアマット、ウォーキングマット等</p> 	<p><b>⑥体位変換器</b> *起き上がり補助装置用器具</p> 	<p><b>⑦認知症老人徘徊感知器</b> *扉開センサー等</p> 	<p><b>⑧移動用リフト</b> *電動移動用リフト等含む</p> 
<p><b>⑨自動排泄処理装置</b> *交換可能な部品を除く</p> 	<p>※①~⑧は一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1の方は利用できません。                  ※⑨自動排泄処理装置のうち便を吸引する機能がある装置については、一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1~3の方は利用できません。(尿を吸引する装置は利用できます)。</p>		
<p><b>⑩手すり</b> *取付けに工事不要のもの</p> 	<p><b>⑪スロープ</b> *取付けに工事不要のもの</p> 	<p><b>⑫歩行器</b></p> 	<p><b>⑬歩行補助つえ</b></p> 

<自己負担の目安>

貸与金額の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) ※貸与金額は、用具の種類・品目、業者によって異なります。

要支援1・2の方

**介護予防福祉用具貸与(レンタル)**

介護予防につながる自立した生活を送れるよう福祉用具の貸与が受けられます。

要介護1~5の方

**特定福祉用具販売**

貸与になじまない排せつや入浴などのための福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。

購入の対象(6種類) ■指定事業者からの購入でなければ払い戻しを受けられません。  
 ■介護付有料老人ホームやグループホームにお住いの場合は、原則として利用できません。

<p><b>取替便座</b> *便座の取替、取替可能な部品</p> 	<p><b>自動排泄処理装置の交換可能部品</b> *トイレペーパー、ボックス、シンク等</p> 	<p><b>入浴補助用具</b> *入浴用バスチェア、入浴用入浴用台、入浴用ベンチ等</p> 	<p><b>簡易浴槽</b></p> 	<p><b>移動用リフトのつり具</b></p> 	<p><b>排泄予測支援機器</b></p> 
---	--	--	--	--	--

原則として同じ種類のもは重複して購入できません。

<自己負担の目安>

**購入金額の1割**  
一定以上の所得がある場合は2割または3割

**払戻し限度額:1割負担の場合は9万円(年間)**  
(購入金額が10万円を超えた場合、超えた分については全額自己負担です。)

申請に必要な書類

- ①申請書(区役所保険年金課にて配布)
  - ②領収書
  - ③福祉用具が必要である理由の分かるもの  
(申請書への記載、理由書、居宅サービス計画、福祉用具販売計画のいずれか)
  - ④当該福祉用具のパンフレット等(福祉用具の概要が記載されている書類)
- ※排泄予測支援機器は、上記①~④のほか、医学的な所見の確認書面や排泄予測支援機器確認調査が必要です。

.....利用できるサービス

要介護1~5の方

**住宅改修**

在宅の要介護者等が、自宅で生活を続けられるように住宅の改修を行った場合に、20万円を限度に払った金額の一部が払い戻されます。



対象となる工事

- ①手すりの取付け
- ②段差又は傾斜の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床、通路等の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え(扉の撤去、扉の新設[取替えに比べ費用が低廉な場合]を含む)
- ⑤和式便器などから洋式便器への便器の取替え
- ⑥上記①~⑤の工事に付帯して必要と認められる工事  
 ・手すり取付けのための壁の下部補強  
 ・浴室、便所工事に伴う給排水設備の工事  
 ・スロープ設置に伴う転落、脱輪防止のための柵等の設置  
 ・扉取替えに伴う壁又は柱の改修 など

申請に必要な書類(受領委任払いでない場合)

- 【工事前】**
- ①申請書(区役所保険年金課にて配布)
  - ②見積書及び見積額内訳書
  - ③住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーが作成。いない場合は区役所高齢・障害支援課に相談してください。)
  - ④工事施工前の写真
  - ⑤住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの(写真・図など)
  - ⑥住宅改修に関する承諾書及び賃貸契約書の写し(お住まいが借家の場合)
- 【工事完成后】**
- ①領収書及び工事内訳書
  - ②改修後の写真

- (1)工事を始める前に、申請書類を揃えて区役所保険年金課に申請します。保険年金課より発行される「住宅改修に関するお知らせ」を受け取った後に工事を開始します。
- (2)工事完了後、いったん費用の全額を事業者を支払った後、領収書等必要な書類を添えて区役所保険年金課に提出し保険給付分が払い戻されます。

■有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの施設・住居にお住まいの場合は、原則として利用できません。

受領委任払い制度について

住宅改修は、利用者が費用の全額(保険給付分+自己負担分)をいったん支払い、後から限度額の範囲内で、一部(保険給付分)の払戻しを受ける仕組みですが、横浜市では自己負担分のみを事業者を支払うだけで改修ができる、受領委任払いの制度があります。  
 この制度は市に登録した住宅改修事業者の行う改修が対象です。登録事業者の名簿は、横浜市のホームページに掲載しています。また、区役所高齢・障害支援課及び保険年金課でも閲覧できます。

横浜市介護保険住宅改修名簿 [検索](#)

<自己負担の目安>

改修費用の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) 払戻し限度額:1割負担の場合は18万円

※改修費用の限度額は現住宅につき20万円です。  
 転居した場合や「介護の必要の程度(※)」が3段階以上上がった場合は、再度利用できます(限度額20万円)。  
 (※)要介護1と要支援2は同じ段階とみなします。

利用できるサービス

# 区分支給限度基準額

要介護度	区分支給限度基準額
要支援 1	5,032 単位
要支援 2	10,531 単位
要介護 1	16,765 単位
要介護 2	19,705 単位
要介護 3	27,048 単位
要介護 4	30,938 単位
要介護 5	36,217 単位

## 介護保険以外のサービス

横浜市では、介護保険サービスとは別に、支援が必要な高齢者の在宅生活を支援しています。また、介護保険の給付対象とならない方にも、自立生活の支援を目的としたサービスを提供します。区役所高齢・障害支援課またはお近くの地域ケアプラザ等の地域包括支援センターにお問い合わせください。

### 在宅の要介護高齢者に対する支援

在宅で介護が必要な高齢者の身体状況や介護者等の状況を考慮して、介護保険対象サービスとは別に必要なサービスを提供します。

#### あんしん電話

ひとり暮らし等の高齢者を対象に、ご近所の方や救急とすぐ連絡できるよう、電話機に通報装置を取り付けます。利用にあたっては、自宅に固定電話の回線と電話機があることが必要です。

固定電話のために必要な料金のお支払いに加えて、市民税課税世帯の方は、毎月650円(税別)の通報装置使用料がかかります。

#### 食事サービス

ひとり暮らしの中重度要介護者(要介護2以上及び要介護1・要支援の一部)等で食事の用意が困難な方のうち、食事に関するサービスの利用調整の結果、必要と認められた方に、栄養バランスのとれた食事を直接訪問してお渡しし、あわせて安否確認を行います(1日1食、週5日まで)。事業所ごとに設定した食材料費等の実費相当額(700円以内。ただし治療食の場合は700円を超えることもあります)が自己負担となります。

※ケアマネジャーや、地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)での事前相談(利用調整)が必要になります。

#### 紙おむつの給付

生活保護世帯または市民税非課税世帯の方を対象に、要介護者(要介護4又は5の方及び要介護1～要介護3で各区福祉保健センター長が必要と認められた方)で、なたきりまたは認知症の状態にあり、かつ在宅で介護を受けている場合に、紙おむつを給付します。生活保護世帯等は無料、市民税非課税世帯等は1割の自己負担があります。なお、要介護度に応じて利用上限基準額があります。

#### 訪問理美容サービス

おおむね65歳以上の要介護4・5に認定された方等で理容所・美容所に出向くことが困難な在宅高齢者に対し、出張による理美容サービス(カットのみ、自己負担額:1回2,000円、年6回まで)を実施します。

### 自立支援

日常生活に支障があり、社会的支援があれば自立した生活が可能な高齢者にサービスを提供します。

#### 生活支援ショートステイ

横浜市の被保険者であって要支援または要介護に認定されていないおおむね65歳以上の方で、介護者の不在や日常生活に支障がありひとり暮らしが困難な方や、在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じる恐れがある方等が、養護老人ホームに短期入所し、日常生活に対する支援を受けます。自己負担は利用料、食費、滞在費です。

※施設による送迎を受けた場合は、送迎加算を算定。※生活保護世帯の方は、食費と実費以外は無料。

## 介護保険以外のサービス

#### 訪問指導

もの忘れが気になる方や体力に自信がない、食事がとりにくい方、気分が沈みがちな方等を対象に、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士がご自宅にうかがい、日々の生活へのアドバイス等を行います。

#### 訪問歯科診療

歯科診療所への通院が困難な高齢者や入院患者(施設入所者)、医療的ケア児・者等の方を対象に、横浜市歯科保健医療センターや各区歯科医師会の歯科医師が訪問による歯科診療(保険診療)を行います。

お問合せ: 横浜市歯科医師会 TEL.045-681-1553 または各区高齢・障害支援課

### 認知症高齢者などに対する支援

#### もの忘れ検診

認知症の早期発見と早期対応を進めるため、市内にお住まいの50歳以上の方を対象に、もの忘れ検診(認知症の簡易検査)を無料で実施しています。認知症の疑いがあった場合は専門医療機関を紹介し、紹介料は有料です。

#### 認知症高齢者保健福祉相談(もの忘れ相談)

認知症の方やその家族等に対し、専門医、ソーシャルワーカー、保健師等が、面接・訪問により相談を行います。

#### 横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症の人が行方不明になったとき、できるだけ早く発見するための仕組みです。行方不明となるおそれのある認知症の方について、本人の特徴等の情報の事前登録ができます。

また、認知症の人が保護されたとき、早期に身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

#### よこはま認知症コールセンター

認知症の方やその家族等からの各種相談に対し、認知症介護の経験者や専門家等が精神面を含めた様々な支援を電話相談により行います。相談内容により、支援機関等へつながるよう情報を提供します。

TEL.045-662-7833 火・木・金曜日(午前10時～午後4時)(祝日を含む、年末年始を除く)

#### 横浜市認知症疾患医療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施します。

病院名・住所	相談室名・電話番号	受付時間など	病院名・住所	相談室名・電話番号	受付時間など
済生会横浜市東部病院 鶴見区下末吉 3-6-1	療養福祉相談室 045-578-3000(代表)	月～金曜日 9:00～17:00	横浜総合病院 青葉区鉄町 2201-5	地域医療総合支援センター 045-903-7106(直通)	月～金曜日 9:00～17:00
横浜市立みなと赤十字病院 中区新山下 3-12-1	認知症疾患医療センター 045-628-6761(直通)	月～金曜日 9:00～16:00	横浜舞岡病院 戸塚区舞岡町 3482	医療相談室 045-822-2169(直通)	月～土曜日 9:00～17:00
横浜ほろやう病院 旭区金が谷 6-44-1	地域医療連携室 045-360-6787(代表)	月～土曜日 9:00～17:00	横浜栄共済病院 栄区桂町 132	患者サポートセンター 045-891-2171(代表)	月～金曜日 9:00～17:00
横浜市立大学附属病院 金沢区福浦 3-9	認知症疾患医療センター 045-787-2852(直通)	月～金曜日 9:00～17:00	横浜相原病院 瀬谷区阿久和南 2-3-12	認知症疾患医療センター 045-489-7600(直通)	月～金曜日 9:00～17:00
横浜市総合保健医療センター-診療所 港北区鶴岡山町 1735	総合相談室 045-475-0103(直通)	月～金曜日 9:00～17:00			

## 介護保険以外のサービス

### 障害のある方に対する支援

介護保険サービスの給付対象となる障害のある方について、介護保険にないサービスや介護保険の保険給付に比べてより濃密なサービスが必要と認められる場合、障害者施策で必要なサービスを提供します。

#### 中途障害者地域活動センター

おおむね40歳～64歳の脳血管疾患等の後遺症による在宅の中途障害者を対象に各区中途障害者地域活動センターで、①リハビリ教室事業、②活動センター事業を実施しています。

- ①リハビリ教室事業 退院後残らない方、聞こえもりの方またはその恐れのある方を対象に、機能訓練及び仲間づくりを中心に実施しています。
- ②活動センター事業 社会参加のための活動の場が必要な方を対象に、スポーツ、創作活動、地域交流等を中心に実施しています。活動日は平日です。

#### 障害者手帳の交付

障害の種類や程度に応じて身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳が交付され、障害者総合支援法のサービスなどが利用できます。

#### 障害者総合支援法サービスの支給

障害福祉サービスが必要な場合、障害者総合支援法のサービスを利用することができます。対象事業(在宅サービス)は、ホームヘルプ、移動介護、短期入所、グループホームなどです。

#### 高額障害福祉サービス等給付費

65歳に達する前の5年間に渡って特定の障害福祉サービスを受けていた方であって、現在利用している介護保険サービスや所得状況、障害の程度などが政令の定め該当するときは、介護保険サービス利用分の一部または全額が支給されます。また、ひとりの利用者が介護保険と障害福祉サービスを併用すると、同一世帯内に障害福祉サービスを利用する方が複数いるときなどに申請をすると、利用者負担の合計額が一定の額を超えた分が支給されます。

## その他の支援

### ごみ出しの支援

収集の種類	ふれあい収集	粗大ごみの持ち出し収集
内容	対象者宅の敷地内や玄関先から、直接家庭ごみを収集します。 ※収集時にごみが舞い出さないよう、インターホン等で声をかけることがあります。	対象者宅の敷地内または敷内まで入って、粗大ごみを収集します。なお、粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。 ①分解が必要な粗大ごみ ②他の家具の移動が必要な粗大ごみ ③ロープ等で吊り上げなければならない粗大ごみ
申込方法	資源循環局事務所に申込書にてお申し込みください。 ※申込書は資源循環局のHPでダウンロードできます。 ※事前にご自宅に向うとして、対象者に該当するかどうか確認させていただきます。	資源循環局事務所に電話等でお申し込みください。 ※事前に対象者に該当するかどうか確認させていただきます。 ※受付から収集までお時間を頂く場合があります。 ※収集日のご希望に添い合わせる場合があります。
対象者	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない「DとB暮らしの方」。なお、同居者がいる場合でも、同居者が次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら粗大ごみを指定場所まで持ち出すことができない「DとB暮らしの方」。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者など次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥経済力が乏しい方などで、事務所長が認めた方

お問合せ：お住まいの区の資源循環局事務所 受付時間：月～土(祝日含む) 午前8:00～午後4:45

### 郵便等により自宅等で不在者投票ができる制度(令和5年3月1日現在)

要介護5または重度の障害がある方が対象です。なお、この制度を利用するためには、事前に郵便等投票証明書の交付を受けていることが必要ですので、詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会へおたずねください。

内容 郵便等により、自宅等で不在者投票ができます。選挙の際に、投票日の4日前までに、郵便等投票証明書を添付の上、区選挙管理委員会に投票用紙を請求することができます。

対象者は細かく障害内容・等級が決まっています。さらに、上肢または視覚に重度の障害のある方は代理記載制度を利用できる場合もあります。詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

お問合せ：お住まいの区の選挙管理委員会(区役所総務課 統計選挙係内)

## 公共料金・税の軽減

### 所得税・住民税(市民税・県民税)の介護保険サービスの医療費控除

「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所している方」、「在宅で訪問看護などの医療系サービスを利用している方」、「医療系サービスと併せてホームヘルプやデイサービスなどを利用している方」の利用者負担額の一部は、医療費控除の対象として認められる場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

#### 注意事項

- ・医療費控除を受けるためには、サービス提供事業者が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された領収証などが必要です。
- ・医療費控除額の対象となる金額を計算する際は、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費で払戻しを受けている部分は、差し引いて計算します。なお、特別養護老人ホームの入所に係る自己負担に対する高額介護サービス費については、高額介護サービス費の1/2相当を差し引きます。
- ・本来医療費控除の対象とならないサービスでも、介護福祉士等による経路吸引等を受けた場合、自己負担額の1/10が医療費控除の対象となります。

※総合事業の訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを含みます。

お問合せ：お住まいの地区を担当する税務署

### 高齢者の所得税・住民税(市民税・県民税)の障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けている方のほか、65歳以上で次の①～⑦に該当すると福祉保健センター長の認定を受けた場合、障害者控除の対象となります。

区分	障害者控除	特別障害者控除
対象者	①身体障害者(3～6級)に準ずる方 ②認知症(軽度・中度)に準ずる方 ③知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	①身体障害者(1または2級)に準ずる方 ②認知症(重度)に準ずる方 ③知的障害者(重度)に準ずる方 ④6か月程度以上寝たきりで食事・排泄等の日常生活に支障のある方
所得税の控除額	所得金額から27万円	所得金額から40万円
市民税・県民税の控除額	所得金額から26万円	所得金額から30万円

※控除対象配偶者または扶養親族が、納税者または納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している特別障害者である場合は、控除の額が所得税75万円、住民税53万円となります。

お問合せ：お住まいの地区を担当する税務署(所得税)、区役所税務課市民税担当(住民税)、高齢・障害支援課

### バリアフリー改修工事を行った住宅に対する税の減額

一定の年齢以上の方、要介護・要支援認定を受けている方または障害のある方が居住している住宅についてバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税、所得税が減額される制度があります。

(固定資産税の減額)一定のバリアフリー改修工事を行い、工事が完了してから3か月以内に区役所へ申告すると固定資産税が減額されます。詳しくは区役所税務課で配布しているチラシをご覧ください。

お問合せ：住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当

(所得税の特別控除)所得税の特別控除を受けられる場合がありますが、詳しくはお住まいの地区を担当する税務署にお問い合わせください。

お問合せ：お住まいの地区を担当する税務署

### 粗大ごみ処理手数料の減免

対象世帯：生活保護世帯、特定中国残留邦人世帯、身体障害1級または2級・精神障害1級・知的障害A1またはA2・重複障害(身体障害3級かつ知的障害B1)の認定を受けている方が属する世帯、福祉医療証の交付を受けているひとり親世帯、介護保険要介護4または5の認定を受けている高齢者(65歳以上)が属する世帯、粗大ごみを直接搬入する方が困難な70歳以上のひとり暮らしの高齢者で福祉保健センター長が認めた方

減免内容：年間※4個まで手数料を免除します。(※4月から翌年3月まで)

お申込み：粗大ごみ受付センター TEL.0570-200-530 (※4月以降)

受付時間：月～土曜日(年末年始除く祝日を含む) 午前8:30～午後5:00

### 水道料金・下水道使用料の減免

在宅で要介護4または5に認定された方がいる世帯は、水道局へ減免申請を行うことにより、水道料金及び下水道使用料(基本料金相当額)の減免を受ける事が出来ます。※ただし、減免対象世帯には要件があります。

お問合せ：水道局お客さまサービスセンター TEL.045-847-6262 FAX.045-848-4281

# ケアマネジャーとは

○ケアマネジャーの役割

ケアプランの作成

モニタリング

連絡調整

入退院支援

施設入所支援

## ② 要介護1～5の認定を受けた方

### ●在宅生活の継続を希望する場合

サービスを利用するにはケアプランを作成する必要があります。

#### 1. ケアマネジャーを決めます

居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーが、ケアプランを作成することができます。選定にあたっては、区役所高齢・障害支援課の窓口や地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）でも相談できます。居宅介護支援事業者について 情-14ページ

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、事業所に所属するケアマネジャーがケアプランを作成します。  
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所について 情-24ページ

### ●施設入所を希望する場合

#### 1. 利用する施設を選びます

希望する施設で、サービス内容や契約内容について説明を受けます。  
（施設に関する情報提供は、区役所や地域包括支援センター・高齢者施設・住まいの相談センター等から受けられます。）

#### 2. ケアプランの作成を依頼します

どんなサービスが必要か、ケアマネジャーと相談します。ケアマネジャーが作成したケアプランを確認します。



#### 2. 入所を申し込みます

※特別養護老人ホームは、入所申込受付センターで相談・申込を受け付けています。要介護度により、入所要件が異なります（情-28ページ）。その他の施設は各施設に直接申し込みます（情-29ページ）。

※特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方

#### 3. サービス事業者と契約します

契約書、重要事項説明書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業者ごとに個別に利用契約を結びます。事業者との契約について情-16ページ



#### 4. サービスを利用します

在宅サービス（訪問系・通所系・生活環境を整えるサービス）は 情-18ページ～



居住系・施設系サービスは 情-28ページ～



## 居宅介護支援事業所について

### ケアプランを作成する担当のケアマネジャーを決めます。

居宅介護支援事業所では、所属するケアマネジャーが、利用者や家族の心身状況や意向に応じて適切なサービスが利用できるように、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成をしたり、個々のサービス事業者との利用の調整を行います。これらの費用は全額が介護保険から支払われますので、利用者の自己負担はありません。



### ～ 居宅介護支援事業所を選ぶ際のポイント ～

1. 長期にわたって利用者の立場に立って、介護のあり方を考えてくれる。
2. 高齢者介護についてしっかりした知識と経験をもっている。
3. 地域のサービス事業者についての豊富な情報をもっている。

事業所を選ぶ際には、上記のポイント等を確認するために、事業所へ直接ご連絡して頂くことも可能です。事業所の一覧はリストページ(22ページ)に掲載しています。

# 介護保険制度をとりまく状況

## これまでの21年間の対象者、利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来21年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.7倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.4倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

### ①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2021年3月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,579万人	1.7倍

### ②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2021年3月末	
認定者数	218万人	⇒	682万人	3.1倍

### ③サービス利用者の増加

	2000年4月		2021年3月	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	399万人	4.1倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	96万人	1.8倍
地域密着型サービス利用者数	—		88万人	
計	149万人	⇒	509万人※	3.4倍

（出典：介護保険事業状況報告令和3年3月及び5月月報）

※ 在宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。在宅サービス利用者数、施設サービス利用者数及び地域密着型サービス利用者数を合計した、延べ利用者数は583万人。



# 介護保険制度をとりまく状況

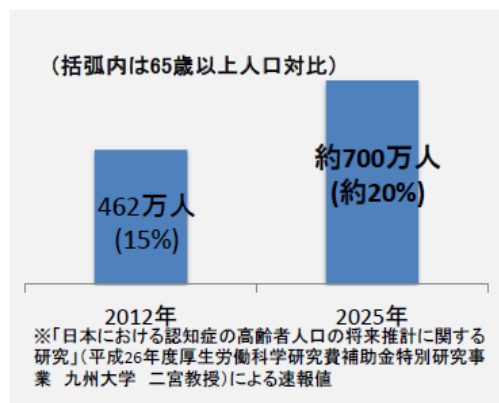
## 今後の介護保険をとりまく状況(1)

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,935万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

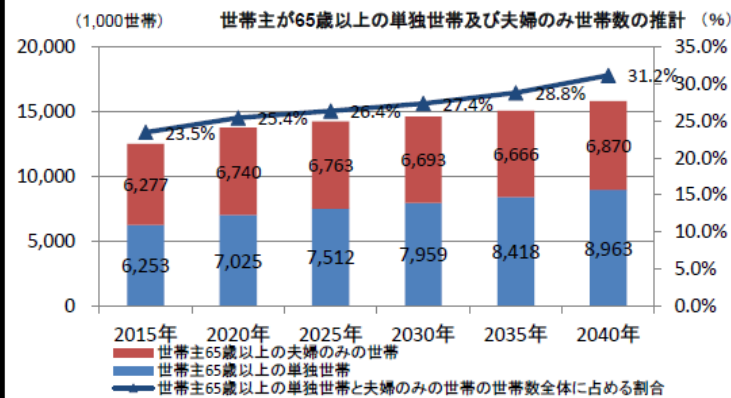
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,387万人(26.6%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,632万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(25.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(平成29(2017)年4月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成30(2018)年1月推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の( )内の数字は倍率の順位

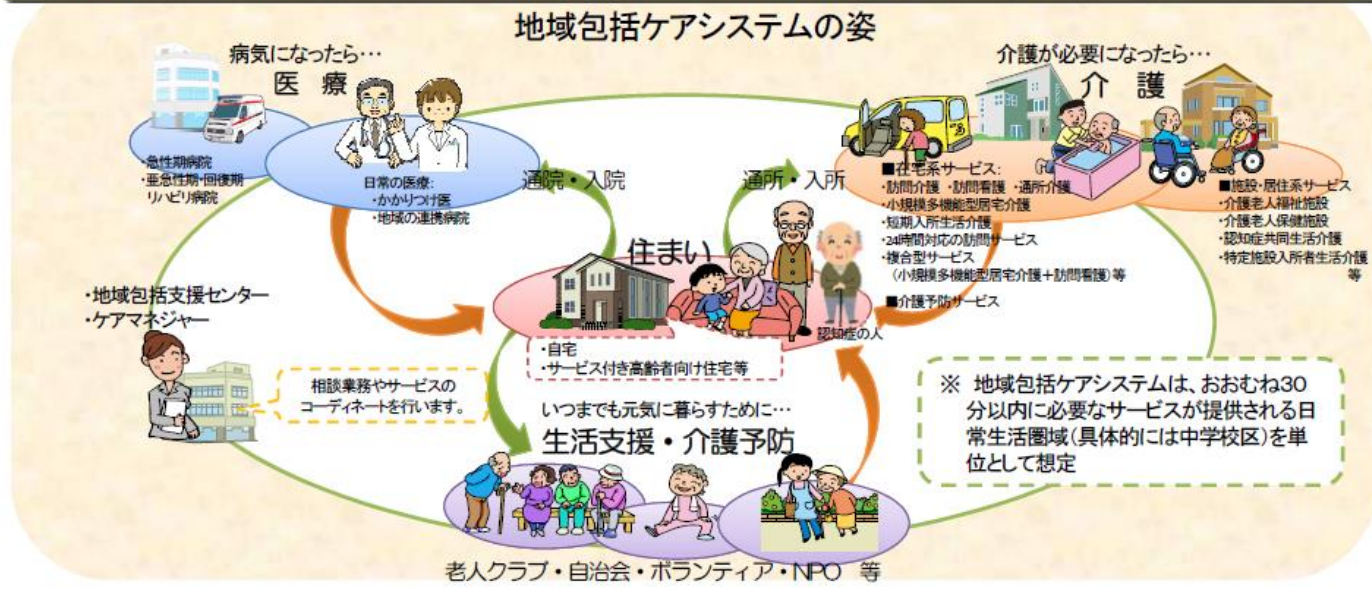
	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(17)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人	70.7万人	99.3万人	80.8万人	105.0万人		146.9万人		26.5万人	18.9万人	19.0万人	1632.2万人
<>は割合	<10.6%>	<11.4%>	<10.9%>	<10.8%>	<11.9%>		<10.9%>		<16.1%>	<18.4%>	<16.9%>	<12.8%>
2025年	120.9万人	107.2万人	146.7万人	116.9万人	150.7万人		194.6万人		29.5万人	20.9万人	21.0万人	2180.0万人
<>は割合	<16.8%>	<17.5%>	<16.2%>	<15.7%>	<17.7%>		<14.1%>		<19.5%>	<23.6%>	<20.6%>	<17.8%>
( )は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)		(1.33倍)		(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

# 介護保険制度をとりまく状況


## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



# 介護保険制度をとりまく状況





ご清聴ありがとうございました

## 参考文献

- ・ハートページ（2023年度・横浜市版）
  - ・横浜市地域ケアプラザ、地域のインフォーマル情報
  - 厚生労働省HP（介護保険制度創設前の老人福祉・老人医療政策の経緯）
- 